

安全で安心なくらしを守るために

# 違反対象物の



平成29年

▶ 7月1日～

薩摩川内市消防局

# 公表制度

が始まります！

市民の皆さんが、建物を安心して利用していただくために

**重大な消防法令違反のある建物を消防局ホームページで公表する制度です。**

公表の  
対象は？

飲食店、物品販売店、旅館・ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する「特定防火対象物」として指定されている建物が対象となります。



公表の対象となる  
違反内容は？

消防法で建物に設置が義務付けられている

消防用設備（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない重大な法令違反が対象です。



公表の方法と  
内容は？

薩摩川内市消防局の **ホームページに掲載** し公表します。

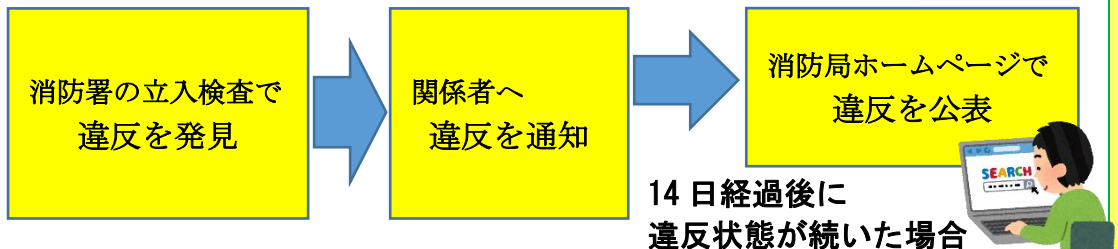
（最寄の消防署での閲覧も可能です。）

公表内容は

① 建物の名称 ②所在地 ③違反の内容 です。



公表の流れは？



重大な消防法令違反のほとんどが、無届けの増築や建物の接続です。増改築や用途変更などを計画される際は、事前に消防局に相談しましょう！

■ 「違反対象物公表制度」についての問合せは



## 薩摩川内市消防局予防課

薩摩川内市中郷町 5031 番地 1 ☎ 0996-22-0135